

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月29日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701114号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800057号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年12月17日の標準賞与額を57万6,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月17日

A社に勤務した期間のうち、平成26年12月17日に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたので保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間に同社から57万6,000円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額57万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及びA社の社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所は、平成26年12月17日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か不明と回答し、厚生年金保険料についても、事業主は、納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800012号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800058号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成16年8月2日から平成17年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年8月の標準報酬月額については28万円から36万円、同年9月から平成17年3月までの標準報酬月額については28万円から44万円とする。

平成16年8月から平成17年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月から平成17年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年8月2日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年8月の標準報酬月額については、44万円とする。

平成16年8月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額36万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年8月2日から平成17年4月1日まで

ねんきん定期便の内容と給与明細書を照合し、詳細をチェックしたところ、標準報酬月額が給与明細書よりも低く記録された上、その標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い金額が給与から控除されている。

調査の上、正しい記録に訂正して年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該

期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成16年8月は36万円、同年9月から平成17年3月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年8月から平成17年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成16年8月2日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できることから、標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、平成16年8月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(36万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。